

令和6年度事業計画

社会福祉法人 聖仁会

1. 基本方針

高齢者人口が最高に達する2025年までに支援及び介護が必要な高齢者が増え、社会福祉法人の果たす役割はますます重要になってきました。

介護サービス事業所は、都市部では足りないと言われますが佐賀県では過剰に増え、利用者の稼働率の低下及び介護職員不足の一因になっています。

全国的に都市部以外では、経営が成り立っていかず閉鎖する施設も出てきました。

今後、利用者にも求職者にも魅力ある施設となれるよう今後の施設運営を検討していかなければなりません。

選ばれる魅力ある施設になるためにサービスの質の向上、また、職員への処遇改善、職場環境の改善をはかり、ICT及び介護ロボットの活用により職員の身体的精神的負担の軽減に努めてまいります。

2. 重点項目

(1) 経営基盤の強化

- ①財務分析の徹底
- ②公益性の高い福祉サービスの実践

(2) 専門性の追求

- ①人材育成
 - ・施設内研修の充実
- ②サービスの質の向上

(3) 地域貢献の推進

- ①地域福祉活動への積極的参加
- ②地域福祉を必要とする方に対して迅速な対応

(4) 危機管理体制の強化

- ①緊急時及び災害時対策の徹底
- ②事故、ヒヤリハット、苦情等の的確な分析及び再発防止に向けての体制整備
- ③高齢者虐待防止に向けた取り組みを継続

(5) 施設内外での衛生管理、感染症予防対策

- ①委員会での研修実施

(6) 防火設備の定期点検及び消火と防災防火避難訓練の実施

(7) 法令遵守

(8) ホームページによる情報公開

(9) 高齢者の方の相談に対する誠意ある対応

(10) 学校教育に対しての積極的な協力(人材確保)

高齢者介護に携わる職種の認知度アップ、魅力を知ってもらう研修の開催

1. 特別養護老人ホームすみれ園

(1) 基本方針

入所者様一人一人のニーズ(サービスの必要性)を検討しながら最大限に個別援助に努めていきます。

施設の理念である、入所者様に安全で安心した生活、快適で満足した生活を送って頂けるよう努めます。また、入居者様の意思、人権を尊重し常に入居者の立場に立った介護サービスを提供します。

(2) 重点実施項目

- ① 日常生活の援助
- ② 行事
- ③ 地域交流と社会参加の場づくり
- ④ 広報活動
- ⑤ 防災活動
- ⑥ 感染症対策
- ⑦ 事故防止対策
- ⑧ 高齢者虐待防止対策
- ⑨ 夢かなえ
- ⑩ 家族面会、外出外泊の推進
- ⑪ 職員の研鑽

(3) 提供するサービス内容

日常生活の援助

利用者様のニーズを把握し、おひとりおひとりが、安全で快適な生活が送っていただけるように本人・家族の意向を取り入れながら介護にあたっていきます。

その為に、3ヶ月ごとにモニタリング、担当者会議、プランの見直しを行いよりよい生活の援助が出来るように努めていきます。

(4) 行事

別紙参照

(5) 地域参加と社会参加

敬老会、クリスマス会、保育園慰問、小中校からの慰問等やボランティア協力および参加により交流を深めます。

(6) 広報活動

- ① 広報誌の発行(年2回、6月、12月)
- ② 施設内での生活状況等のお知らせ通信
- ③ ホームページの更新

(7) 防災活動

- ① 夜間避難訓練の実施
- ② 昼間避難訓練の実施
- ③ 消火訓練の実施
- ④ 防火設備の取り扱いと点検

(8)感染症対策

感染予防委員会の活動や職員の学習会を定期的に行ないます。職員及び入居者様の衛生管理を徹底し、それぞれが媒介とならぬように外部者との接触も慎重に行います。

(9)事故防止対策

事故を未然に防ぐ為、事故防止委員会の活動やホーム職員会議でのヒヤリハットの原因究明や事故報告書の分析を行い危険が回避できるように努めます。

(10)高齢者虐待防止対策

再発防止に向けて、毎月チェックシートを活用し高齢者虐待予防防止状況に対して評価を行って行きます。また、Web研修や定期的な高齢者虐待予防対策研修会を開催し、職員の高齢者虐待の認識の再確認も行って行きます。

利用者様に拘束が必要な場合は、身体拘束委員会で解除に向けての検討を行って行きます。

(11)夢かなえ

コロナ禍の中、外出や家族との交流等が難しい為、かなえられる内容であれば職員が中心になって積極的に勧めて行きます

(12)家族面会、外出外泊の推進

入居者様の精神的な安定のために、また、状態を正しくご理解いただきスタッフ(担当者)間との信頼関係が構築できるように家族への面会をお願いします。家族と一緒に寛いで頂く行事を計画し、ご案内します。面会が出来ない家族には広報誌等で紹介します。また、家族との外出や外泊等も相談協力を行って行きます。

(13)職員の研鑽

外部研修会参加後は、施設での復講を行って行きます。また、事故対策、身体拘束、虐待、褥瘡、感染予防、接遇、排泄委員会については委員会での活動と共に年2回以上の全体研修会を行って行きます。

年間行事

月	行 事 名
4月	喫茶(春のお茶会)、誕生会、園庭散歩(桜見学)
5月	母の日、誕生会、園庭散歩(つつじ見学)
6月	父の日、喫茶、誕生会、広報誌発行
7月	七夕祭り、誕生会、喫茶
8月	誕生会、納涼まつり、喫茶
9月	敬老会、夜間避難訓練、誕生会、
10月	誕生会、ハロウィンパーティー、喫茶
11月	誕生会、喫茶、おでん会
12月	クリスマス会、広報誌発行、誕生会、門松づくり
1月	お屠蘇会、新年会、誕生会、初詣(施設内)
2月	節分、お誕生会、バレンタインデー
3月	ひな祭り、避難訓練、誕生会、ホワイトデー

特別養護老人ホームすみれ園(医務)

(1) 基本方針

利用者、入所者の方が、園での日々を笑顔で、快適に過ごして頂く為に、職員も健康管理に勤め、仕事に従事します。また、笑顔で接し、常に目配り、気配り、心配りを心掛けます。

(2) 重点実施項目

- ①入所者の健康管理の実施
- ②他部署との連携業務
- ③運営上、関わる業務
- ④入所者、御家族とのコミュニケーション(意思の疎通)に努めます。

(3) 提供するサービス内容

- ①健康管理(入所者・職員)
- ②看護記録、申し送り
- ③予防接種
- ④健康チェック(体温・脈拍・血圧・呼吸状態・血液検査・胸部撮影・検尿)
- ⑤薬管理(薬整理、投薬)
- ⑥点眼
- ⑦処置(褥創、外傷)
- ⑧診療の介助、指示受け
- ⑨入院、退院時の対応
- ⑩急変時の対応
- ⑪研修への参加
- ⑫研修学生の受け入れ
- ⑬隔月の入所者、ショート体重測定、増減チェック後の管理栄養士との栄養状態のチェック
- ⑭褥瘡予防研修会の実施(3回/年)
- ⑮褥瘡予防対策委員会(1回/3ヵ月)
- ⑯感染症予防対策委員会(1回/3ヵ月)
- ⑰衛生管理委員会、全体研修の実施(2回/年)
- ⑱看護師不在時を含む急変時に対する研修の実施(2回/年)
- ⑲新人研修の実施(1回/年)
- ⑳ターミナル研修の実施(1回/年)
- ㉑看護職員と介護職員の連携によるケアの提供

月	行 事 名
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・新人研修 ・感染症予防対策委員会・褥瘡予防対策委員会 ・体重測定
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・血液検査 ・第1回褥瘡予防研修会 ・体重測定
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・血液検査 ・第1回誤嚥、看護師不在時、夜間緊急時の研修 ・体重測定
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防対策委員会・褥瘡予防対策委員会 ・体重測定
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・体重測定
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員健康診断(便潜血含む) ・第1回衛生管理委員会(全体研修)[ホーム] ・第2回褥瘡予防研修会・体重測定
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防対策委員会・褥瘡予防対策委員会 ・結核検診(胸部撮影)・体重測定
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ予防接種 ・体重測定
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回誤嚥、看護師不在時、夜間緊急時の対応に対する研修 ・体重測定
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防対策委員会・褥瘡予防対策委員会 ・体重測定
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ターミナル研修 ・体重測定
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員健康診断(夜勤者) ・第2回衛生管理委員会(全体研修会)[在宅] ・第3回褥瘡予防研修会・体重測定

特別養護老人ホームすみれ園(厨房)

(1)基本方針

日々の食事により入居者・利用者様の QOL(生活の質)の向上を計るとともに、安全で美味しく楽しく満足して頂けるような食事の提供をします。

(2)重点実施項目

- ①食事の提供
- ②栄養管理
- ③衛生管理
- ④栄養マネジメント

(3)提供するサービス内容

①食事の提供

- ・多職種と連携し、身体状況や健康状態に応じた食事を提供します。
- ・行事食を提供します。
- ・毎食後の残渣調査、入居者様・多職種の意見をもとに献立や食事形態の検討をします。

②栄養管理

- ・毎食の個人別食事摂取調査を行い、必要に応じて食事内容の見直し・検討を行います。
- ・毎月(基本的に)体重測定を行い、必要に応じて食事内容の見直し・検討を行います。
- ・血液検査(医務より)の確認を行い、必要に応じて食事内容の見直し・検討を行います。

③衛生管理

- ・掃除(厨房内)を徹底します。
- ・2回/日の水質調査を実施します。
- ・2回/年の害虫駆除を実施します。
- ・毎月腸内細菌検査を実施します。

④ 栄養マネジメント

2024 年度より基本サービスとなるため、多職種連携のもと全入居者様対象に実施に向け進めていきます。

2. デイサービスセンターすみれ園

(1) 基本方針

通所介護及び介護予防通所計画書に基づき、利用者一人一人のニーズ(必要性)に応じたサービス提供を行います。また、状態に応じた機能訓練を実施し、身体面の機能向上を目指すと共にその機能維持に努めます。

昨年の5月より5類となったコロナ感染症は、現在でも流行の波を繰り返しており、今年度も引き続き気を抜く事なく、感染対策を行ないながら拡大防止に努めて行きます。感染状況によっては、BCP事業継続計画を発動し、事業の安定を図ります。

在宅の利用者様については、引き続き自宅で安定した在宅生活が継続出来るよう、通所介護が行える範囲で支援して行きます。有料老人ホーム入居者様については、日々の体調管理を行いながら、毎日のデイサービス利用が継続出来るよう支援して行きます。

又、感染症の状況にもよりますが、通所介護が行える範囲で、利用者の希望を叶える事が出来るよう努めて行きます。

年間通して、利用者数が定員に近づくように、各支援事業所への働きかけを積極的に行い、利用者獲得と稼働率向上を目指します。収益向上を心掛け、経営安定を図ります。

(2) 重点実施項目

- ①利用者一人一人の状態を把握し理解する事で、利用者の状態と希望に応じた個別援助を行います。
- ②安定した日常生活が継続出来るよう、利用者の状態と必要性に応じた機能訓練を計画し、身体面の維持向上を図ります。
- ③認知症高齢者に対し、個々の状態を把握した上で、認知機能の低下を予防し、安定した精神状態で生活出来るよう、状態に応じた作業を計画し提供します。
- ④職員は常に明るく笑顔を絶さず利用者に接し、差別する事なく対応を行いながら利用者様との信頼関係を築きます。また、施設環境を整え選んで頂けるような施設であるよう努めます。
- ⑤利用者様の希望に応じ、夢かなえ事業を実施出来るよう努めます。
- ⑥感染症については、感染症対策マニュアルに従い、状況に応じた対策を取り、罹患及び拡大を予防します。感染状況によっては、BCP業務継続計画を発動し、業務安定を図ります。
- ⑦常に統一したサービス提供が行えるよう、職員一人一人自己研鑽に努めます。

(3) 提供するサービス内容

①生活相談

- ・利用者様の日々の不安を少しでも和らげる事が出来るよう、一人一人の声に耳を傾け相談を受けます。また、利用者の相談内容に応じた適切な助言や援助を行います。
- ・常に楽しく安心して利用して頂けるよう、環境作りを行います。
- ・可能な限り、本人様や家族様の要望に応える事の出来るよう、積極的に相談に応じます。
- ・居宅支援事業所との連携を図り、利用について不備が無いよう心掛けて行きます。

②運動器機能向上訓練及び個別機能訓練

利用者様の個々の状態に応じた機能訓練を計画し、全身の筋力の維持及び向上が出来るよう訓練を行います。又、精神面の維持向上を目的に脳の活性化を図る作業の提供を行います。その他、利用者様が希望される作業への個別の支援も行います。

③口腔機能向上訓練

利用者様の咀嚼及び嚥下状態を把握し、個々に応じた内容で計画を立て機能向上を図ります。食事前には口腔体操を用いて、誤嚥を予防します。また、食後の歯磨きを促し、常に口腔清潔に努めます。

④健康

利用毎にバイタルチェックを行い、利用者様一人一人の健康状態を把握し、緊急時の対応に備えます。また、担当ケアマネージャーやかかりつけ医との情報交換も密に行い、安心して利用出来るよう努めます。感染症については、マニュアルに従い、うがい、手洗い消毒を徹し、その他予防出来る対策は積極的に取り入れ、予防に努めて行きます。

⑤入浴

ゆっくり、くつろいで入浴が出来るよう、安全面や環境面に十分な配慮を行います。

また、入浴中はプライバシー保護に努めます。

入浴時には、皮膚の状態を観察し、悪化や感染症の予防に努めます。

場合によっては個浴対応を行い、希望に応じた入浴サービスを提供致します。入浴後には、髭そり、爪切り等整容を行い、更衣時には、衣類や下着の汚染の確認を行います。

利用者様の尊厳を守りながら、清潔保持に努めます。

⑥送迎

利用者様各自の自宅環境を把握した上で、その日の状態や希望時間に応じた送迎を行います。常に安全運転を心掛け、利用者宅周辺への配慮も行います。有料老人ホームやケアハウスの入居者の送迎については、定時の送迎を心掛け、必ず職員が付き添い、安全な送迎を行います。

感染症対策として、迎え時の検温と問診を行い、送迎車の換気、手指消毒、マスク着用を徹底する等、感染予防に努めます。

⑦食事

管理栄養士と連携し、利用者様の状態や嗜好に応じた食事を提供します。

摂取時にはゆっくり良く噛んで食べて頂けるよう、随時声掛け及び見守りを行います。

介助が必要な方については、必要性に応じた介助を行い、安心して食事して頂きます。

⑧レクリエーション

利用者様の意向を尊重し、趣味活動やゲーム及び季節行事を実施します。感染症の流行時期には活動内容は限られる事もありますが、状況により配慮致します。活動中は換気、他者との距離等、十分な感染対策を取りながら行います。その他の行事についても、能力に応じた内容で提供し、脳の活性化を図り、認知症状の進行を防ぎます。

利用者様の年代が様々で、60～70歳代の利用者も増えて来ており、パソコン、タブレット等電子機器を使用し、年代に応じた脳トレゲームやレクリエーションを提供して行きます。

⑨災害対策

営業中に地震、大雨洪水、台風等災害が起きた際には、災害対策マニュアルに従い、適切な対応が出来るよう、計画的に研修、訓練を行い安全対策に努めます。災害の状況によっては、BCP業務継続計画を発動し、しっかりした対策を行い、業務安定を図ります。

令和6年度年間行事

月	行 事 名
4月	バスハイク(つつじ見物)、喫茶の日、手工芸、誕生会、レクリエーション(集団 個別)
5月	バスハイク(春のドライブ)、喫茶の日(端午の節句)、手工芸、誕生会、レクリエーション(集団 個別)
6月	喫茶の日、手工芸、誕生会、レクリエーション(集団 個別)
7月	バスハイク、七夕行事、喫茶の日、手工芸、誕生会、レクリエーション(集団 個別)
8月	夏祭り、喫茶の日、手工芸、誕生会、レクリエーション(集団 個別)
9月	バスハイク(彼岸花見物 秋のドライブ)、喫茶の日(彼岸)、手工芸、誕生会、レクリエーション(集団 個別)、敬老会
10月	バスハイク(コスモス見物)、運動会、喫茶の日、手工芸、誕生会、レクリエーション(集団 個別)
11月	バスハイク(紅葉見物)、喫茶の日、手工芸、園芸、誕生会、レクリエーション(集団 個別)
12月	クリスマス会、喫茶(忘年会)、誕生会、手工芸、レクリエーション(集団 個別)
1月	バスハイク(初詣)、喫茶(新年会)、誕生会、手工芸、レクリエーション(集団 個別)
2月	バスハイク(梅林見物)、喫茶(節分行事 バレンタイン)、誕生会、手工芸、レクリエーション(集団 個別)
3月	バスハイク(菜の花 桜見物)、喫茶の日(ひな祭り 彼岸)、誕生会、手工芸、レクリエーション(集団 個別)

3. ケアマネージメントサービスすみれ園

(1) 基本方針

- ①要介護状態となった利用者が可能な限り居宅において、それぞれの有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から提供されるよう配慮する。
- ③指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように中立公平に行う。
- ④事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター及び他の居宅支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ⑤新型コロナウイルス等感染症の感染拡大防止のため、地域の感染状況の把握、利用者及びその同居する家族の感染状況の把握を行う。また自らが感染源になったり、感染したりすることがないように予防策を講じる。
- ⑥災害発生時には自らの安全確保のうえ、利用者の安全確保のため安否確認及び状況把握サービスの調整を行う。

(2) 支援方針

- ①利用者が住み慣れた地域で長く生活できることを可能にするため、個々の心身機能や生活全般を理解し、十分なアセスメントを行い、利用者及び家族の意向に基づき生活機能を高める居宅サービス計画の作成に努める。
- ②利用者の意思及び人格を尊重し、医療と介護の役割分担や連携強化に努め、各サービスが特定の種類、または特定の事業所に不当に偏ることのないよう、公正中立に支援していくものとする。
- ③介護保険制度を正確に把握し、介護支援専門員としての資質向上をはかる。また利用者及び家族が適切なサービスを選択できるよう介護保険の仕組みや料金・手続きについてわかりやすく説明し理解を得るものとする。
- ④新型コロナウイルス感染症等の感染症へ罹患した利用者については必要に応じてサービス提供事業所や主治医と連携を図り、生活に必要なサービスの確保及び利用者の健康状態の把握に努め、心身状態が低下しないよう支援していく。また独居や高齢者世帯については電話連絡やライン等を活用し健康状態の把握を行う。
- ⑤災害により被災し避難所生活となった利用者については、必要に応じて二次避難としての受け入れ施設の検討や早期の在宅復帰に向けた調整を行う。
- ⑥スマートフォン等の利用により連絡調整が行いやすい環境を整備し、感染症発生時や災害発生時には迅速な対応を行っていく。

(3) 重点目標

- ①地域とのつながりを深め、インフォーマルなサービスの構築に取り組む。
- ②困難ケースも積極的に受け入れ、包括支援センター・行政・他事業所との連携を図りながら、多種多様な課題を抱える利用者とその家族の支援を行う。

- ③自立支援・重度化防止ができるよう、医療、介護との連携強化を図る。
- ④利用者及びその同居する家族から新型コロナウイルス等の感染症が発症した場合には個人情報に配慮しつつ、各サービス提供事業者及び医療機関への情報提供を行うことにより感染拡大の防止に努める。
- ⑤災害発生時は、早期対応により、利用者が通常の生活を逸早く取り戻せるよう支援を行う。

(4)職員研修

- ①内部研修・・・ 高齢者虐待防止研修会 年3回(全体研修会を含む)
 リスクマネジメント研修会 年2回
 感染症予防研修会 年2回
 事故防止研修会 年2回
- ②外部研修・・・ 事例検討会 1回／3か月
 (地域の主任ケアマネとの合同勉強会)
 集団指導 年1回
 九州老人福祉施設職員研究大会
 佐賀県福祉施設職員研究大会
 医療介護連携ケアマネジメント研修会
 高齢者虐待防止研修会
 介護支援専門員協議会杵藤地区支部研修会
 福祉サービス苦情解決研修会
 ケアマネジメント研修会
 居宅支援事業所研修会
 要介護認定調査員現任研修会
 主任介護支援専門員研修
 主任介護支援専門員更新研修
 主任介護支援専門員フォローアップ研修

※ケアマネージャー各自で目標に対する研修計画を立てる。レベルにあった研修を受けケアマネジメントの質の向上を図る。

4. 在宅介護支援センターすみれ園

(1)基本方針

地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるよう行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所との連絡調整等、生活支援を行う。

(2)重点実施項目

- ①在宅高齢者の実態把握を行なう。
- ②在宅高齢者やその家族に対して、介護などに関する総合的な相談に応じ、保健・福祉サービスが受けられるよう支援する。

(3)提供するサービス内容

- ①在宅介護・介護保険に関する相談
- ②各種保健・福祉サービスの紹介や利用手続き
- ③生活の自立支援に向けてのサービス調整(軽度生活援助事業・配食調査等)
- ④車椅子及び、車椅子に乗ったまま乗車することができる福祉車両の貸し出し

5. ケアハウスすみれ園

(1) 基本方針

- ①入居者の意思及び人格を尊重し、その人らしい生活が送れるように支援いたします。
- ②入居者が、自立した生活を明るく安全に継続できるように支援いたします。

(2) 重点実施項目

- ①入居者がいつも明るく、安心して生活を送れるように心配りいたします。
- ②入居者の心身状態を把握し、病気の予防と早期発見に努めます。また、各医療機関との連携を密にして健康維持を図ります。
- ③入居者が自立した生活を継続できるように、医療、福祉機関と連携をとりながらニーズ(必要性)に合った支援を行います。
- ④研究発表(九州大会)に向けての取り組みとして、レクリエーション等を充実させるとともに地祉活動への積極的な参加に努めます。

(3) 提供するサービス内容

① 食事の提供

- (ア)管理栄養士の献立による栄養バランスのとれた食事の提供を行うとともに、入居者が楽しく食事出来るような雰囲気作りに努めます
- (イ)入居者の身体状態、体調に配慮した個別の食事、また、嗜好に合った食事の提供をいたします。
- (ウ)季節感を取り入れた食事内容や、行事食などを定期的に提供いたします。

② 入浴

- (ア)安全に気持ち良く入浴していただけるよう、入浴の準備と環境整備に努めます。
- (イ)定期的な塩素濃度の測定(毎日)、水質検査(年2回)などを行い、衛生管理と感染防止に努めます。

③ 相談・助言

- (ア)誠意を持って相談に応じ、楽しい生活、自立した生活が送れるように支援いたします。
- (イ)関係機関と連携し、入居者のニーズに合った福祉サービスなどの手配をいたします。

④ 緊急時の対応

病気、負傷など緊急時には、医療機関、家族と連絡を取りながら速やかに適切な対応をいたします。

⑤ 健康管理

- (ア)入居者の心身状態の把握、健康診断(年1回)、日常生活における安否確認、感染症などの情報提供などを通じ疾患の予防と早期発見に努めます。
- (イ)定期的な健康チェック(週1回)の実施、また、主治医、家族との情報交換を密に行い心身状態の把握に努めます。

⑥ レクリエーション

- (ア)入居者の加齢に伴う意欲低下を考慮し生きがいのある生活を送れるように支援いたします。定期的には、第2・4木曜日に、お茶会として、誕生会・絵手紙・おやつ作り・体操・ゲームなど季節にあった行事など行います。
- バスハイクは、第3木曜日に、日用品の購入を目的に買い物ツアーを行います。

その他、季節の花見・ドライブ・外出の機会を作り、季節感を味わって頂くとともに気分転換を図っていただきます。

(イ)閉じ籠りを防ぐために簡単な体操、ゲームなど毎日取り組みます。

(4)防災計画

非常、その他緊急の事態に備え、安全を考慮した避難体制と対処方法を確立し、入居者の安全に努めます。避難訓練については、消防署などの協力を得て定期的を実施します。

年間行事

月	行 事 名
4月	お茶会・バスハイク(買い物)・花見・昼間避難訓練
5月	お茶会・誕生会・バスハイク(買い物)・運動会
6月	お茶会・バスハイク(買い物)・紫陽花見学
7月	お茶会・誕生会・バスハイク(買い物)・七夕
8月	お茶会・バスハイク(買い物)
9月	お茶会・誕生会・バスハイク(買い物)・敬老会・水質検査(レジオネラ)
10月	お茶会・バスハイク(買い物)・コスモス見学・夜間避難訓練
11月	お茶会・誕生会・バスハイク(買い物)・秋祭り・紅葉見学
12月	お茶会・バスハイク(買い物)・クリスマス会・大掃除
1月	屠蘇会・新年会(福引抽選会)・お茶会・誕生会・バスハイク(買い物)
2月	お茶会・バスハイク(買い物)・梅林見学
3月	お茶会・誕生会・バスハイク(買い物)・水質検査(レジオネラ)

6. 有料老人ホームすみれ園

(1) 基本方針

家庭の事情や本人の心身状態の低下により、自宅での生活が困難となった要介護者が住宅型有料老人ホームの守られた環境の中で、何らかの援助を受けながら、自分らしく、安全で快な生活を送れる事を目的とします。

入居者個々のニーズに応じて在宅サービスを利用していただきます。又規則正しい日常生活が送れるよう、全面的にサポート出来るよう、それぞれの担当ケアマネジャーやサービス機関と連携を図り、情報交換を行っていきます。

24時間、見守りの中で緊急時の対応、医療への情報提供や指示を仰ぎながら健康管理にも努めていきます。昨年5月より5類となったコロナ感染症については、現在でも大小の波を繰り返しながら感染状況は続いており、今年度も気を抜く事なく、感染対策を確実にを行いながら、感染拡大予防に努めます。

事業としては、年間通して満床に近づけるよう、各支援事業所への働き掛けを行い、収益の向上を目指し経営安定を図ります。

(2) 今年度の重点目標

①入居者確保により、住宅型有料老人ホームすみれ園の経営安定

- ・入居数の満床を維持するために、施設見学者や支援事業所への丁寧な説明やPRを行い、待機者の確保、又稼働率の向上に努めます。

②ケアの質の向上

- ・入居者様へ不備の対応が無いよう、環境整備、勤務体制、職員研修等を行い、職員の質の向上に努めます。
- ・有料老人ホームで過ごして頂く際には、個人の意思を尊重しながら、軽体操や脳トレク等を行い、心身機能の維持向上に努めます。
- ・空き時間に退屈しないよう、娯楽用具の完備にも努めます。
- ・感染対策を行った上で、希望される方については、外出、外泊をして頂き、家族と過ごす時間を設けて頂きます。今後家族様と密な連絡調整が取れるようにスマホ等を使用し状態報告を行う事が出来るよう検討します。

③入居者の健康管理

- ・毎日、バイタル測定を行い、日々の体調管理に努めます。
- ・サービス利用機関との連絡、情報交換を行い利用者様の状態変化を早期に把握します。状態によっては、迅速に医療機関へ相談、受診を行い、夜間帯の緊急時に備えます。また、本人様、家族様の不安の軽減を図ります。
- ・感染症マニュアルに従い、感染対策を徹底し、発生、拡大予防に努めます。状況に応じて面会、外出、外泊の制限を行います。感染症拡大時には、BCP事業継続計画を発動し、事業継続に努めます。
- ・衛生的な日常生活の習慣づけ(手洗い、口腔ケア、入浴、衣類交換 リネン交換等)

④災害対策

- ・地震、大雨洪水、土砂崩れ、火災等の際には、災害対策マニュアルに従い、計画的に研修訓練を行い安全対策に努めます。又災害の状況により、BCP事業継続計画を発動し、対策に努めます。